

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	おうちの診療所 中野
主たる事務所の所在地	〒165-0026 東京都中野区新井1-24-4 井上ビル1階
代表者名	院長 石井洋介
電話番号	03-5942-7062

2. 事業所概要

事業所の名称	おうちの診療所 中野
指定事業所番号	東京都指定 1311433853
指定事業の種別	居宅療養管理指導
所在地	〒165-0026 東京都中野区新井1-24-4 井上ビル1階
責任者	院長 石井洋介
電話番号	03-5942-7062
サービス提供地域	東京都

3. 診療時間

営業時間	月10-16時、火-金 9-18時
休日	土、日、年末年始（緊急往診24時間対応）

4. サービス内容

医師による 居宅療養管理指導	担当の医師が、通院が困難な利用者に対しその居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼する居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。
-------------------	--

費用

(1) 居宅療養管理指導費

介護保険の自己負担割合によって費用が異なります。なお、居宅介護管理指導費は介護保険サービスの利用限度額（支給限度額）には含まれませんのでご安心ください。

【居宅療養管理指導費】

※1単位 = 10円

居宅療養管理指導費 (I) ※ 在宅時医学総合管理料等を 請求しない場合	単一建物居住者1名	515単位（月2回を限度として）
	単一建物居住者2名～9名	487単位（月2回を限度として）
	単一建物居住者10名以上	446単位（月2回を限度として）
居宅療養管理指導費 (II) ※ 在宅時医学総合管理料等を 請求する場合	単一建物居住者1名	299単位（月2回を限度として）
	単一建物居住者2名～9名	287単位（月2回を限度として）
	単一建物居住者10名以上	260単位（月2回を限度として）

【訪問診療を月2回実施した場合の1カ月あたりの自己負担額の目安】

※自己負担割合1割の場合

居宅療養管理指導費 (I) ※ 在宅時医学総合管理料等を請求 しない場合	単一建物居住者1名	1,030円
	単一建物居住者2名～9名	974円
	単一建物居住者10名以上	892円
居宅療養管理指導費 (II) ※ 在宅時医学総合管理料等を請求 する場合	単一建物居住者1名	598円
	単一建物居住者2名～9名	574円
	単一建物居住者10名以上	520円

※自己負担割合2割の場合

居宅療養管理指導費 (I) ※在宅時医学総合管理料等を請求しない場合	単一建物居住者1名	2,060円
	単一建物居住者2名～9名	1,948円
	単一建物居住者10名以上	1,784円
居宅療養管理指導費 (II) ※在宅時医学総合管理料等を請求する場合	単一建物居住者1名	1,196円
	単一建物居住者2名～9名	1,148円
	単一建物居住者10名以上	1,040円

※自己負担割合3割の場合

居宅療養管理指導費 (I) ※在宅時医学総合管理料等を請求しない場合	単一建物居住者1名	3,090円
	単一建物居住者2名～9名	2,922円
	単一建物居住者10名以上	2,676円
居宅療養管理指導費 (II) ※在宅時医学総合管理料等を請求する場合	単一建物居住者1名	1,796円
	単一建物居住者2名～9名	1,722円
	単一建物居住者10名以上	1,560円

(2) 交通費（訪問診療・往診1回につき）
500円（税込）を徴収させていただきます。

5. 支払方法

居宅療養管理指導費（介護保険）の個人負担額のお支払については、月単位でのご請求となります。

当院では、指定の口座への振り込み、自動引落、現金支払に対応しています。

毎月15日前後に前月分の請求書（前々月分の領収書と一緒に）を郵送させていただきますので、期日までに指定の口座へお振り込み・引き落とし、もしくは次回往診時に現金によるお支払いをお願いいたします。

お支払い確認後に領収書を郵送もしくは手渡しさせていただきます。

6. 苦情等相談窓口

窓口	おうちの診療所
窓口責任者	事務長 甲浩子
利用時間	月10-16時、火-金 9-18時
電話番号	03-5942-7062

窓口	中野区 介護高齢者支援係 管理企画係
利用時間	平日8時30分～17時00分
電話番号	03-3228-5629